

令和7年7月1日から定期報告制度が見直されます。

① 定期報告種別・報告周期が変わります

【検査項目】

【定期報告種別(報告周期)】

**常時閉鎖式
防火扉**

※検査対象範囲は「各階の主要なもの」に限ります。

防火設備
に変更

見直し後

**防火設備
(3年毎)**

見直し前

特定建築物
(3年毎)

注) 常時閉鎖式防火扉を除く防火設備の報告周期については、従前どおり「毎年」となります。

【検査項目】

【定期報告種別(報告周期)】

**換気設備
排煙設備
可動式防煙壁
非常用照明**

建築設備
に一本化

見直し後

**建築設備
(毎年)**

見直し前

特定建築物(3年毎)
及び
建築設備(毎年)

注) 「可動式防煙壁」は、建築設備の検査対象として新たに追加されます。

【検査項目】

【定期報告種別(報告周期)】

非常用EV等

昇降機
に一本化

見直し後

**昇降機
(毎年)**

見直し前

特定建築物(3年毎)
及び
昇降機(毎年)

【令和7年7月1日以降の定期報告種別の報告周期】

用途	定期報告種別	報告年					
		R7.7月～	R8	R9	R10	R11	R12
①劇場、映画館等 ②観覧場、集会場等 ③病院、児童福祉施設等	特定建築物			●			●
	建築設備	●	●	●	●	●	●
	防火設備	● 常閉を除く	● 常閉を除く	● 常閉を含む	● 常閉を除く	● 常閉を除く	● 常閉を含む
④旅館、ホテル	特定建築物		●			●	
	建築設備	●	●	●	●	●	●
	防火設備	● 常閉を除く	● 常閉を含む	● 常閉を除く	● 常閉を除く	● 常閉を含む	● 常閉を除く
⑤学校、体育館等 ⑥博物館、スポーツ練習場等 ⑦百貨店、物品販売業を営む店舗等 ⑧料理店、飲食店等 ⑨事務所等	特定建築物	●			●		
	建築設備	●	●	●	●	●	●
	防火設備	● 常閉を含む	● 常閉を除く	● 常閉を除く	● 常閉を含む	● 常閉を除く	● 常閉を除く

② 調査・検査方法が見直されます

告示改正により、「目視により確認する」とされている調査・検査項目について、センサー等新技術を活用することにより合理的な調査・検査が可能となります。

③ 報告様式が改正されます

告示改正により、調査結果表や検査結果表をはじめとする報告様式が改正されます。各様式は本市ホームページをご覧ください。